平成28年度 自己点検シート

(介護報酬編)

(平成28年4月版)

(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)

事業所番号: 33

事業所名:

点 検 年 月 日 : 平成 年 月 日()

点検担当者:

104 訪問リハビリテーション費

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬 の解釈頁
		通院困難な利用者		該当		青P227
	通院困難な利用者	家屋内におけるADLの自立が困難である場合の家屋状況の確認を含めケアマネジメントの結果、必要と判断される者		該当	利用者に関する記録(アセスメント、 サービス担当者会議の要点の記録等)	青P227
	医師の指示	計画的な医学的管理を行っている医師による指示		該当		青P227
		診療の日から3月以内		該当		青P227
		リハビリテーションの指示を行った医師は、少なくとも3月に1回は当該 上提供を行った医師に対して利用者の状況の変化等の情報提供		実施		青P227
	提供時間	1回当たり20分以上の指導		該当		青P227
		1週あたり6回を限度		該当		
	記録の整備	医師は、指示内容の要点を診療録に記入		あり	診療録	青P234
		理学療法士等は、提供した具体的なサービス内容及び指導に要した 時間を記録		あり		
		買い物やバス等の公共交通機関への条項などの行為に関するサービスを提供するに当たっては、その目的、頻度等を記録。		該当	リハビリテーション計画書(参考様式)	青P227
		記録の利用者ごとの保管		あり		青P234
	事業所と同一敷地内等に 居住する利用者	事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物(※1) 又は事業所と同一建物(※1)に居住する利用者に対しては、減算を行う		該当		青P228
/		1月当たりの利用者(※2)が同一の建物に20人以上居住する建物 (※1)の利用者に対しては、減算を行う		該当		青P228
/		(※1)建物:養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅				
<u> </u>		(※2)1月当たりの利用者:1月間の利用者数の平均 (当該月の1日ごとの該当員	1		-	
	中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算 (共通)	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に利用者が居住		該当	利用者の基本情報	青P228
		通常の事業実施地域を越えてサービスを提供		合致	運営規程	
		交通費の支払い		なし		青P229

届出 状況	点検項目	点検事項	点	検結果	確認書類	介護報酬 の解釈頁
	短期集中リハビリテーショ	退院(所)日又は認定日より3月以内に実施		該当	リハビリテーション計画書(参考様式)等	青P230
		概ね週に2日以上		該当	"	青P231
	ン実施加算 <mark>(介護)</mark>	1日当たり20分以上		該当	"	
		リハマネ加算(I)又は(Ⅱ)を算定している		該当	II	
		起算日より1月以内に実施		該当	リハビリテーション計画書(参考様式)等	 青P977
		概ね週に2日以上		該当	"	
	短期集中リハビリテーショ	1日当たり40分以上		該当	II .	
	→ ↓ ← ↓ − ℓ/c / Λ = # → □ □ ↓ \	起算日より1月を超え3月以内に実施		該当	リハビリテーション計画書(参考様式)等	
		概ね週に2日以上		該当	"	
		1日当たり20分以上		該当	"	
	リハビリテーションマネジメ ント加算(共通)	同一の利用者に対し、同一月にリハビリテーションマネジメント加算 (I)と(I)を併算定していない		適合	リハビリテーション計画書(参考様式)等	青P231
		リハビリテーションの質の向上を図るため、利用者の状態や生活環境等を踏まえた、多職種協働による訪問リハビリテーション計画の作成、 当該評価に基づく状態や生活環境等を踏まえた適切なリハビリテーションの提供、当該提供内容の評価とその結果を踏まえた当該計画の見直し等といったサイクル「SPDCA」が構築され、継続的に質の管理を行っている		適合		
	リハビリテーションマネジメ ント加算(I) <mark>介護</mark>)	訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応 じ見直している ※定期的にとは、開始から概ね2週間以内、その後は概ね3月ごと		あり	・リハビリテーション計画書(参考様式)等	青P230
		理学療法士等が、介護支援専門員を通じて <mark>訪問介護事業</mark> その他の指 定居宅サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点 から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達している		適合	リハビリ) 一フョン計 画音(多名(株式)寺	H 1 2 3 0
	リハビリテーションマネジメ ント加算(II)(<mark>介護</mark>)	リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な 見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビ リテーション会議の内容を記録		あり	・リハビリテーション計画書(参考様式)等	青P230
		リハビリテーション会議では、アセスメント結果などの情報の共有、 <mark>多</mark> 職種協働に向けた支援方針、リハビリテーションの内容、構成員間の 連携等を協議している		あり	・ハハビグナーンコン il 四音(参名(株式)寺	月PZ30

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬 の解釈頁
	リハビリテーションマネジメ ント加算(II)(介護)	訪問リハビリテーション計画について、医師が利用者又は家族に対し て説明し利用者の同意を得ている		あり	リハビリテーション計画書(参考様式)等	青P230
		3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変 化に応じ、訪問リハビリテーション計画を見直している		あり	アバビアア クヨン 町 画 (少分 18 丸/ 寺	Ħ F 230
	リハビリテーションマネジメ ント加算(Ⅱ)(介護)	理学療法士等が介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する <mark>専門的</mark> な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援 方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行っている		あり		青P230
		次のいずれかに適合 (1)理学療法士等が、居宅サービス計画に位置付けた訪問介護事業、その他居宅サービスに係る従業者と利用者の居宅を訪問し、当該従事者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行う(2)理学療法士等が、利用者の居宅を訪問し、利用者の家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行う		適合	リハビリテーション計画書(参考様式)等	
	訪問介護事業所との連携 に対する評価 (介護予防)	理学療法士等は、訪問介護事業所のサービス提供責任者と同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の身体の状況、家屋の状況、家屋内におけるADL等の共同評価の実施		実施		±=
/		<mark>理学療法士等は、サービス提供責任者に対し、訪問介護計画を作成</mark> する上での必要な指導及び助言の実施		実施		── 青P978
		理学療法士 <mark>等による</mark> 指導及び助言の診療録への記録		あり	診療録	
	医療保険との調整	主治医(保険診療機関医)の診療に基づき、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションが必要との指示があった日から14日間を限度として医療保険の給付対象		なし	診療録	青P233 青P979
	サービス種類相互の算定 関係	訪問リハビリテーションの場合 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けていない		なし	サービス提供票	青P242
		介護予防訪問リハビリテーションの場合 介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防 特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を 受けていない		なし	サービス提供票	青P984

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬 の解釈頁
	サービス種類相互の算定 関係	その者の居宅でない場合 (小規模多機能型居宅介護を受け、宿泊している場合)		なし	サービス提供票	青P156
	社会参加支援加算	次のいずれにも適合 (1)評価対象期間において訪問リハビリテーション終了者のうち、指定 通所介護等を実施した者の占める割合が100分の5を超えている。 (2)評価対象期間中に訪問リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、理学療法士又は介護支援専門員による居宅訪問等により、訪問リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施が、居宅訪問等をした日から起算して3月以上継続する見込みであることを確認し、記録している。		該当		青P232
		12を事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が100分の25以上である		該当		
	サービス提供体制強化加 算	サービスを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が3年以上の者の有無		あり		青P244
	同一時間帯に複数種類の 訪問サービスを利用	利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することの必要性		あり	利用者に関する記録(アセスメント、 サービス担当者会議の要点の記録等)	青P150
	施設退所日	介護老人保健施設、介護療養型医療施設の退所(退院)日、短期入所療養介護のサービス終了日(退所・退院日)でない		なし	サービス提供票	青P150